

人で悩まず、 相談を

解決の方法はあります。一人で悩ま しまった...。これを「多重債務」とい 多数の金融業者に多額の借金を抱えて 者も少なくありません。 しかし、必ず 殺や家出、夜逃げをしている多重債務 い、厳しい取り立て等を苦にして、自 借金返済のために借金を繰り返し、 まずはご相談ください。

多重債務に陥ってしまったら、

ません。ヤミ金融の被害に遭う恐れ せてしまう結果となりがちです。 もあるなど、かえって問題を悪化さ 済のために新たな借金をしてはいけ 状況になってしまった場合には、返 努力をしても借金を返済できない 刻も早く相談を

検討しましょう。 司法書士)の支援を得て、解決策を 連絡し、法律専門家(弁護士または 多重債務の相談窓口に一刻も早く

『察にも相談しましょう。 ヤミ金融で借りてしまった時は、

法律専門家に

知すれば、取り立てが止まります。 司法書士が、貸金業者にその旨を通 債務整理を受任した弁護士または 債務整理を委託した場合

5083(933)2608

借金の額を確定します。 制限法の利率で引き直し計算をし、 業者から取引履歴を取り寄せ、利息 司法書士は、取り引きのあった貸金 債務整理を受任した弁護士または

があります。 弁護士費用などを立て替える制度

50833(72)1400 相談窓口 生活安全課市民相談係

工事を行った住宅に対し固定資産税

4月1日から、一定の省エネ改修

(産税の減額について

が減額される制度ができました。

9)、または市の生活安全課市民相 談センター (80834(31)402 談係にお問い合わせください。 います。詳しくは、周南地区法律相 務に係る法律相談(30分)の費用 ンターにおいて、当面の間、多重債 (通常は5000円)を無料として 山口県弁護士会では、法律相談セ

南地域)を開催します。 多重債務者向け無料法律相談会(周 県司法書士会と自治体が共同して、 月間」とし、山口県弁護士会・山口 日時 7月を「山口県多重債務相談強化 要予約

(22)8321/山口県県民生活課 **7**月19日出 周南市消費生活センター 50834 7月18日金 予約受付 7月1日火 8時3分~ 予約受付人数 両日とも10人 場所 山口県周南総合庁舎 7階 10時~16時 (司法書士) 10時~16時(弁護士)

上であること 改修工事に要する費用が30万円以

用はできません。 伴う減額措置の特例と合わせての適 住宅に対する減額措置や耐震改修に (注) | 度限りの適用となり、新築

減額適用の要件

税額の3分の1を減額します。

て、翌年度分の1回に限り固定資産

床面積120㎡までを限度とし

止する改修工事を行った住宅に対

外壁や窓を通しての熱の損失を防

成2年3月3日までに行われること 在していた住宅 (賃貸住宅を除く) に対して行われること 次の 改修工事が平成2年4月1日から平 改修工事が平成20年1月1日に存 から までのうち、

は と併せて改修工事を行うこと たに適合することが必要です。 工事に限ります。 改修部位が現行の省エネ基準に新 いずれも外気などと接するものの 天井の断熱改修工 床の断熱改修工事 窓の改修工事(二重サッシ化、複 壁の断熱改修工事 層ガラス化など)

申告方法

申告してください。 資産税係に備え付けの申告書に必要 **事項を記入の上、次の書類を添えて** 工事完了後3か月以内に、税務課

認ください。) 明手数料などについては事前にご確 宅性能評価機関が発行したもの。 士、指定確認検査機関または登録住 ・熱損失防止改修工事証明書(建築

きるもの) ・工事費の領収書などの写し 質が30万円以上であることを確認で (省エネ改修工事に直接要した工事

係50833(72)1400 申し込み・問合せ 税務課資産税

することがあります。

必要に応じて、現地確認をお願い